

金融税制について

金融審議会

平成16年3月17日

ビッグバン総理指示

「我が国金融システムの改革 ～ 2001年東京市場の再生に向けて～」

平成8年11月

1. 目標～2001年にはNY、ロンドン並みの国際市場に

(1) 優れた金融システムは経済の基礎をなすものである。21世紀の高齢化社会において、我が国経済が活力を保っていくためには、国民の資産がより有利に運用される場が必要であるとともに、時代を担う成長産業への資金供給が重要。また、我が国として世界に相応の貢献を果たしていくためには、我が国から世界に、円滑な資金供給をしていくことが必要。

このためには、1,200兆円もの我が国個人貯蓄を十二分に活用していくことが不可欠であり、経済の血液の流れを司る金融市場が、資源の最適配分というその本来果たすべき役割をフルに果たしていくことが必要。

(2) 欧米の金融市場はこの10年間に大きく変貌し、これからもダイナミックに動こうとしている。我が国においても、21世紀を迎える5年後の2001年までに、不良債権処理を進めるとともに、我が国の金融市場がNY・ロンドン並みの国際金融市場となって再生することを目指す。

これには、金融行政を市場原理を基軸とした透明なものに転換するだけでなく、市場自体の構造改革をなし遂げ、東京市場の活性化を図ることが必要。

(3) 上記の目標を実現するため、政府・与党を挙げて、次の課題について直ちに検討を開始し、結論の得られたものから速やかに実施し、今後5年間の内に完了することとする。

2. 構造改革への取り組み～2つの課題(「改革」と「不良債権処理」)

目標達成に向けて、市場の活力を甦らせるためには、市場の改革と金融機関の不良債権処理とを車の両輪として進めていく必要がある。

(1) 改革～3原則(Free, Fair, Global)

Free(市場原理が働く自由な市場に) ～ 参入・商品・価格等の自由化

Fair(透明で信頼できる市場に) ～ ルールの明確化・透明化、投資家保護

Global(国際的で時代を先取りする市場に) ～ グローバル化に対応した法制度、会計制度、監督体制の整備

(注) 以上のような抜本的な金融市場改革にあわせ、金融関係税制について、公平、中立、簡素の基本理念及び課税の適正化の観点をも踏まえ、税制全体の中で所要の検討を行う。

(2) このような徹底した構造改革は、21世紀の日本経済に不可欠なものとは言え、反面様々な苦痛を伴うもの。金融機関の不良債権を速やかに処理するとともにこうした改革を遂行していかなければならないので、金融システムの安定には細心の注意を払いつつ進めていく必要がある。

金融システム改革(平成9年)以来の金融税制の流れ(未定稿)

改正年度	株式関連	金融資本市場
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> ▶有価証券取引税・取引所税の半減 	
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ▶有価証券取引税・取引所税の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ▶一括登録国債の利子の非課税措置の創設 ▶TB・FBの償還差益に係る源泉徴収免除措置の創設
平成12年度		
平成13年度		<ul style="list-style-type: none"> ▶一括登録国債の利子の非課税措置の拡充(グローバル・カस्टディアン等を経由した場合)
平成13年6月	<ul style="list-style-type: none"> ▶長期保有の上場株式等に係る譲渡所得の100万円特別控除制度の創設 ▶ETFに係る税制の整備 	
平成13年11月	<ul style="list-style-type: none"> ▶株式譲渡益課税の申告分離一本化決定(平成15年1月～) ▶緊急投資優遇措置の創設 ▶上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の創設 	
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ▶特定口座制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ▶レポ取引の利子に係る非課税措置の創設 ▶短期社債の振替に係る税制の整備
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ▶特定口座制度の改善 ▶上場株式等の配当・譲渡所得等について税率引下げ ▶公募株式投資信託の分配金について税率引下げ等 ▶有価証券先物取引等に係る所得の申告分離課税化 	<ul style="list-style-type: none"> ▶公社債利子の源泉徴収不適用の拡充(一定の内国法人)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ▶公募株式投資信託の譲渡益課税の上場株式並み課税化 ▶いわゆるエンジェル税制の適用範囲について、グリーンシート銘柄株式への拡大 ▶未上場株式の譲渡所得に係る税率の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶サムライ電子CPの償還差益に係る源泉徴収免除措置の創設

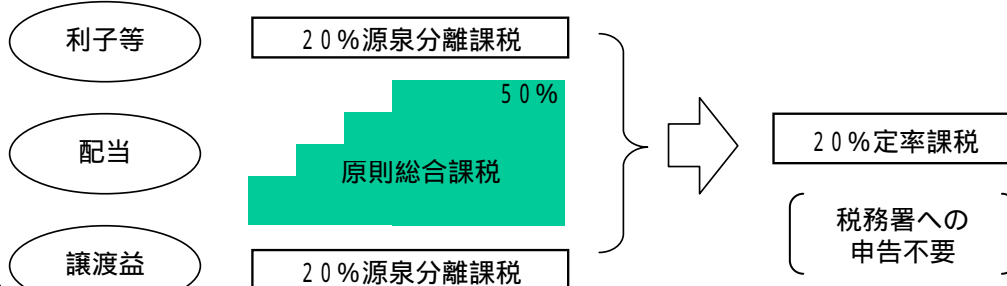
平成15年度・16年度改正による金融・証券税制の大幅な軽減・簡素化

将来の「課税の一体化」に向けた措置

当面の優遇措置

預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制

上場株式等の配当課税の軽減・簡素化【15年度改正】



上場株式等の譲渡益課税(特定口座の改善・簡素化)【15年度改正】

- ・「みなし源泉分離」から「実額源泉分離」へ
- ・税務署への申告不要

公募株式投資信託の課税

- 【15年度改正】
- ・収益分配金・譲渡益を株式並み課税に
 - ・償還(解約)損と株式譲渡益の通算を可能に
- 【16年度改正案】(上場株式並み課税化)
- ・譲渡益に対する税率を20%改正前:26%)に
 - ・特定口座における管理を可能に
 - ・損失の繰越しを可能に

非上場株式の譲渡益課税の軽減

- 【16年度改正案】
- ・譲渡益に対する課税を20%(改正前:26%)に

【15年度改正】
上場株式等の配当
公募株式投資信託の
収益分配金
上場株式等の譲渡益

【16年度改正案】
公募株式投資信託の
譲渡益

当面の優遇税率
10%

(出典:政府税制調査会資料)

平成16年度税制改正 政府税制調査会答申(抄)

平成15年12月

二 個別税目の改正 1. 個人所得課税 (5) 金融・証券税制

平成15年度税制改正においては、「貯蓄から投資へ」という政策要請を受け、上場株式等の配当及び譲渡益、公募株式投資信託の収益分配金に対する税率が5年間10%に軽減された。また、投資家利便の向上のため、申告不要制度が導入された。当面、平成16年度においては、これらの措置の円滑な実施を図る必要がある。

将来の金融・証券税制のあり方については、金融商品間の中立性を確保し、簡素かつ安定的な税制を構築するため、金融資産性所得に対する課税をできる限り一体化する方向を目指すべきである。そのためには、金融資産性所得の範囲や税率、損益通算など多岐にわたる課題について理論的・実務的検討が必要である。納税者の利便と適正な執行への配慮も欠かせない。納税者番号制度など納税環境の整備を進めていくことが重要である。今後、かかる諸課題について、金融小委員会において検討を進めていく。

中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン(抄)

平成14年9月30日 金融審議会

4. 複線的金融システムの早期構築に資するその他の施策への積極的な取組み

(2) 金融商品に関する税制

金融技術の革新や金融仲介機関間の競争の拡大によって、伝統的な枠組みに縛られない、多様な金融商品やサービスが現れており、取引形態も多様化・複雑化している。この流れは今後、さらに加速していくものと考えられることから、金融商品に対する課税については、取引の実態等を踏まえつつ、課税方法や税率を簡素化するなど、簡素で投資家の立場から分かりやすいものとする必要がある。

他方、我が国の金融システムがこれまで主として産業金融モデルによって担われてきたこと、また、今後、市場機能を中核とする複線的金融システムをより早く構築していく必要があることを踏まえると、預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投資信託等の投資優遇への転換の流れを政策的に促進することが重要である。このため、税制面において株式・投資信託等のリスク商品について、当分の間、他の金融商品より優遇する必要がある。具体的には、個人投資家の参加しやすい金融商品である株式投資信託について優遇税制を講じるとともに、株式譲渡益に係る現行の優遇税制について更なる拡充を図る必要がある。また、株式を保有することへのメリットを高める観点から、配当課税のあり方についても見直しを行う必要がある。

なお、金融商品に関する課税のあり方について検討する際には、国際的な視点からの検討も重要である。具体的には、海外への資本逃避を防止する観点から、いわゆる足の速い金融所得について過度の税負担を強いることのないよう十分注意する必要がある。